

医療法人社団若宮会行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年11月1日～令和4年10月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：令和4年10月までに、小学6年生までの子を持つ従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和1年11月～ 従業員のニーズの把握、検討の開始
- 令和2年 5月～ 実際にあるニーズに合った短時間勤務の試行開始
- 令和3年 5月～ 試行事例をもとに、制度の構築
- 令和4年10月まで 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知